

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案
(第二種交付金の額の算定方法等に関する規定の整備)
概要資料

令和8年5月
総合通信基盤局
基盤整備促進課

第二号基礎的電気通信役務制度 全体概要

- ✓ 人口減少に伴う採算性の悪化、離島・山間地等の地理的条件の地域差に端を発し、光ファイバ基盤の維持が今後課題となることを踏まえ令和4年の改正電気通信事業法により、第二号基礎的電気通信役務制度を創設

BBユニバの対象^(※1)



- ① FTTH
- ② CATVインターネット（HFC方式）
- ③ ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）

※1 下り名目速度30Mbps以上のものに限る

- HFC（Hybrid Fiber Coaxial）方式は、幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される方式で、このうち上り名目速度10Mbps以上のもの
- ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）は、固定通信サービス向けの専用無線回線（例：地域BWAやローカル5G）を用いて提供するもの

交付金

負担対象事業者^(※2)から徴収する**負担金を原資とする交付金**を交付対象事業者^(※3)に対し**交付**することで、不採算エリア（支援区域）におけるBBユニバの提供に要する**維持管理費用の一部を補填**

- ※2 前年度の電気通信事業により生じた収益額が10億円を超える事業者。各負担事業者から徴収される負担金額は、当該事業者の前年度の電気通信事業における収益額の3%が上限
- ※3 第二種適格電気通信事業者をいう。支援区域において一定の世帯カバー率を満たす等した上で申請に基づき総務大臣が指定

事業者規律

BBユニバ提供の電気通信事業者^(※4)に一定の規律

- 契約約款の作成、届出義務
- 約款に基づく役務提供義務 等

※4 交付対象事業者又はBBユニバの契約数の合計が30万を超える電気通信事業者

総務大臣

- ③ 交付金額等認可申請
- ④ 認可

交付対象事業者^(※3)

支援区域で
BBユニバを提供

- ① 交付金・負担金額算定のためのデータの算出

⑦ 交付金交付

交付金・負担金額の算定等

交付金・負担金額等の確定

基礎的電気通信役務支援機関

TCA 一般社団法人電気通信事業者協会
Telecommunications Carriers Association

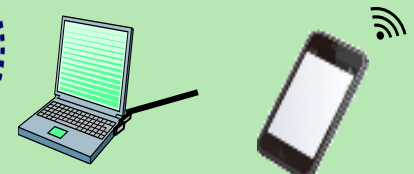
② データ等届出

⑤ 負担額通知

⑥ 負担金納付

負担対象事業者^(※2)

（固定・携帯ブロードバンド事業者）



BBユニバの提供

支援区域



最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 二次答申

(第二号基礎的電気通信役務関係)

- ✓ ブロードバンドのユニバーサルサービス制度を創設した令和4年電気通信事業法改正法の附則には、施行（令和5年6月16日）後3年が経過した場合（令和8年6月16日）における施行の状況について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずる、いわゆる「3年後検討」の規定が存在するため、制度の運用と並行して、施行の状況についての検討が必要。
- ✓ この一環として、まずは、第二種適格電気通信事業者の指定を受けた3者（NTT東日本、NTT西日本及びZTV）から、初の原価算定を終えての経験に基づく本制度に対する要望・提案を聞き取り（次頁参照）、これを踏まえ検討・検証を行い（次頁参照）、取りまとめた今後の検討の方向性は以下のとおり。

検討の方向性

- 第二種適格電気通信事業者から聞き取った要望・提案は、今後の検討に向け示唆に富むものであり、総務省において、今後、第二種負担金の納付義務を負う者などからの要望・提案も聞き取り、すべてを俎上に載せて「3年後検討」を行うことが適当。
- その上で、第二種交付金の額に直接の影響がない、または、第二種交付金の原価算定の対象範囲に直接の影響がない次の4点については、必ずしも今後の「3年後検討」を待つ必要はなく、速やかに、次に掲げるとおり検討を進めることが適当。

NTT東西 要望・提案④：特別支援区域指定の際に、大幅赤字、未整備、公設の理由も開示すべき。

- 第二種適格電気通信事業者が指定を受けるうえで有用な情報となることから実現する方向で速やかに検討を進めること。

ZTV 要望・提案①：住所情報と、国勢調査の町字KEYCODEとを紐付けたツール等を準備すべき。

- 第二種適格電気通信事業者にとっても有用であり、第二種適格電気通信事業者として指定を受けるインセンティブにもなり得ることから、総務省において実現する方向で、速やかに検討を進めること。

ZTV 要望・提案②：適格事業者による基礎的電気通信役務収支表の提出に当たり、自社の会計年度に応じた提出も許容すべき。

- 第二種適格電気通信事業者の裾野を広げる観点からも有効であるため、まずは現行の電気通信事業法の規定の範囲内において、他の法令における「年度」「事業年度」といった用語の解釈との整合性にも留意しながら、実現する方向で速やかに検討を進めること。

NTT東西及びZTV 要望・提案③-1：原価計算時に基礎とした支援区域と次年度の交付金の交付時に基礎とする支援区域は整合的であるべき。

- 第二種適格電気通信事業者における経営の予見可能性の確保の観点から、指定・解除のサイクルとそのバランスを考慮し、同じタイミングで支援区域の指定・解除をした区域については、同じタイミングで第二種交付金の交付が開始・停止されるよう、双方のタイミングを合わせる工夫をすべく検討を進めること。

省令事項

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令 概要

- ✓ 令和4年電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）により創設されたブロードバンドユニバーサルサービス制度は、同改正法の附則第6条において、いわゆる「3年後見直し」が規定されている。
- ✓ 「3年後見直し」の検討に向け、審議会（情通審）に諮問したところ、一部事項については施行後3年を待たずに速やかに検討することが適当との一部答申（令和8年3月16日）がなされたことから、当該事項（のうち省令事項）について必要な措置を講ずるもの。

① 適格事業者による財務諸表等の会計年度の緩和（施行規則40条の4の5、40条の5の2、二号算定等規則5条）

適格事業者が総務大臣に提出する財務諸表等は、電気通信事業会計規則を参照しており、4.1-3.31を事業年度としている。財務諸表等の提出を求める趣旨は、適格事業者の昨年度の収支状況を確認するものであり、黒字であった場合には、一般支援区域や特別支援区域（大幅な赤字区域に限る）は交付金の交付対象とならない。適格事業者の会計年度が4.1-3.31以外の場合、これらの区域が交付金の交付対象とならないことを確認するために、会計監査人による監査等を改めて行う必要があり、適格事業者の過度な負担となっていることから、4.1-3.31以外の会計年度での財務諸表等の作成・提出・公表を認めることとした上で、4.1-3.31以外の会計年度での財務諸表が提出された場合は、前年度収支が赤字であっても赤字とは扱わない（これらの区域での交付金を受け取ることが出来ない）こととする。

② 支援区域の指定・解除による第二種交付金の交付時期の統一（二号算定等規則20条）

第二種交付金の算定の基礎となる支援区域は、毎年、総務大臣が指定及び指定の解除を行うこととなっている。これにより、新たに支援区域として指定された区域に係る第二種交付金の交付を受けることが出来るのは、当該指定の翌々年度となるが、指定の解除により支援区域でなくなった区域に係る第二種交付金は、指定の解除と同時に交付を受けることができなくなっている。この交付の時期のずれを揃えるもの。

③ その他（二号算定等規則14条）

第二種交付金の算定に当たり、施設保全費については、適格事業者が算定した費用に、総務大臣が通知した手順による係数を乗じることとなっている。施設保全費のうち減価償却費は、当該係数を乗ずる必要がないにも関わらず、当該係数を乗ずる規定となっているため、修正を行うもの。